

令和4年3月29日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 内海富久子

## 民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第16号	精華町固定資産評価審査委員会条例一部改正について	原案可決
議案第17号	精華町国民健康保険税条例一部改正について	原案可決
議案第23号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正について	原案可決
議案第24号	精華町奨学金条例廃止について	原案可決

## 【委員長報告】

議案第16号	精華町固定資産評価審査委員会条例一部改正について	原案可決
--------	--------------------------	------

【概要】 行政手続きの住民の負担軽減、利便性向上の行政サービスの充実を図る目的で、押印規定を見直すもの。

Q 今回改正の流れは。また、関連か所は、10月1日目途までに整理する考え方は。

A 申立て者からの書面に関する署名押印を削除する。その申立てに基づく委員会の決定、作成する調書に関しては、従来どおり、押印を続けるという考え方で改正をする。

基本的には、条例が整理をされた後、規則等、規定までを順次、改定をしていく。全部で835例規がある、個別の要綱や規程などは、その都度進めていく。

Q 押印の廃止以外に提出者署名も廃止としている、今回の改正で今後、例規などを整備する際の考え方は。

A 今回の条例改正は、あくまで住民の負担軽減、利便性向上が目的である。本人確認が必要な場合などの懸念については、法的に争う場合は、署名か実印が担保です。今後、それぞれの例規を見直していく中で、法的な争いの部分が含まれるのかどうかの基準を基に、法的拘束力がない部分を一定の基準で整理をすることが基本的な考え方です。

議案第17号	精華町国民健康保険税条例一部改正について	原案可決
--------	----------------------	------

【概要】 未就学児の被保険者均等割額の5割減額を行うもの。

Q 対象者数と町財政への影響額は。

A 令和3年の7月末現在、就学児の世帯数は81世帯、人数は103人。

保険料の上限を超えた世帯4世帯については、軽減措置はなしで。

影響額は、特別会計120万円の減収となるが、全額、法定軽減の措置で補填される。

減収分の負担割合は、国2分の1、京都府4分の1、精華町4分の1で、精華町負担分30万円の繰入れという、影響がある。

Q 町負担分30万円は、国による算入措置があるのか。

A 地方交付税の対象となっている。

議案第 2 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	--------------------------------------	------

【概要】 町立小中学校全校に学校運営協議会の設置に伴い、新たに委員報酬金を定めるもの。

Q 学校運営協議会をさらに充実させるための町の考は。

A 学校運営協議会を 8 校に広げていく考えは、地域との協働活動や、一方では、新しい学習指導要領がスタートして、1 年 2 年がたち、地域の方々等と子供の資質能力の向上、教育課程の編成に関わって地域の方々との情報交換することで、考えを共有し、コミュニティースクールの機能、学校運営協議会の機能を推進していく。

Q 平成 21 年 9 月 30 日制定の学校運営協議会規則には、すでに委員の報酬を別に定めるとしているが、今回報酬金額を定めた経緯は。

A 平成 29 年に努力義務として法制化され、非常勤の特別職、地方公務員という位置づけとなり、自治法に定める報酬の支払いの対象に改めて文科省から示されたという経過から、今回、全校に学校運営協議会を設置することで、整理を図った。

また、各種ボランティア活動や学校ボランティアの学校運営協議会そして評議員の活動などの兼ね合いが整わず、今回の報酬額の規定となった。

Q 報酬額は活動時間を精査して妥当であるとの考えか。

A 近隣自治体との比較としては妥当であるが、活動の内容に応じた額として、妥当かどうかは、今後、議論をしていく。

Q 報酬を定めることで、学校評議員と学校運営協議会との関係性は。

A 学校評議員制度を廃止して、学校運営協議会に移行するという考え方である。

#### ＜ 賛成討論 ＞

○ この議案は、学校運営協議会の委員に報酬を支給するものであり、このこと自体に異論はないが、学校運営協議会の権限、運用、委員の人選について、本常任委員会の委員の中に疑問を持っている方がいるため、本来の学校教育から外れないような運用、教職員の活動を萎縮させないような運用を求めて、本議案に賛成する。

議案第 2 4 号	精華町奨学金条例廃止について	原案可決
-----------	----------------	------

【概要】 国・府の授業料、教育費支援制度が整えられてきたことにより、町実施の高校生等の教育費負担軽減を目的とした、奨学金事業を終了させるもの。

#### ＜ 賛成討論 ＞

○ これまで、総務教育常任委員会、予算決算常任委員会において町奨学金の拡大、充実を求めてきた中において、今回、国や府等の支援制度が整ってきたため、これを廃

止するという提案理由は、実際そうであると認識しているため、一定理解するが、この支援制度を周知し、支援を必要とする人がこれをしっかり受けられるようにしなければならない。

国や府等の支援制度は、府及び府教育委員会が毎年発行する『就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度』に掲載され、毎年、小・中学校の先生などに配られており、教職員や福祉関係者などは、子供たちが安心して園生活や学校生活を送ることができるよう、援護制度を熟知し、支援を必要とする子供の保護者を担当窓口につなげなければならない。

そのためには、子供の成長段階に合わせて機会があるごとに保護者に周知したり、府及び府教育委員会の『就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度』のホームページを町教育委員会のホームページにリンクさせたり、保育園、小学校、中学校の教職員は、担当する子供たちの援護制度を熟知し、支援を必要とする家庭を担当窓口につないだりするなど、できる限りの手だてを講じ、支援制度がしっかり生かされることを求めて、本議案に賛成する。